

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和4年度
計画主体	長野県 安曇野市

安曇野市鳥獣被害防止計画 (令和5年度～令和7年度)

<連絡先>

担当部署名	農林部 耕地林務課
所在地	長野県安曇野市豊科 6000 番地
電話番号	0263-71-2432
FAX番号	0263-71-2507
メールアドレス	kouchirinmu@city.azumino.nagano.jp

安曇野市鳥獣被害防止計画 目次

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域	2
2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針	2
(1)被害の現状	2
(2)被害の傾向	3
(3)被害の軽減目標	4
(4)従来講じてきた被害防止対策	4
(5)今後の取組み方針	5～6
3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項	7
(1)対象鳥獣の捕獲体制	7
(2)その他捕獲に関する取組み	7
(3)対象鳥獣の捕獲計画	7～8
(4)許可権限委譲事項	8
4. 防護柵の設置等に関する事項	8
(1)侵入防止柵の整備計画	8
(2)侵入防止柵の管理等に関する取組み	8
5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項	9
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、 又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項	9
(1)関係機関等の役割	9
(2)緊急時の連絡体制	10
7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項	10
8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等 その他有効な利用に関する事項	11
9. 被害防止施策の実施体制に関する事項	
(1)協議会に関する事項	11
(2)関係機関に関する事項	11
(3)鳥獣被害対策実施隊に関する事項	12
(4)その他被害防止施策の実施体制に関する事項	12
10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項	12

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	獣類：ニホンザル、ニホンジカ、ツキノワグマ、イノシシ、ハクビシン 鳥類：サギ類（アオサギ、ゴイサギ、ダイサギ）、カワウ、 カラス類（ハシボソガラス・ハシブトガラス）、ヒヨドリ、ムクドリ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	安曇野市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		金額（千円）	面積（ha）・量（t）
サギ類	淡水魚他	8,760	14.6t
被害数値の設定根拠	被害金額については市内で確認された営巣数を基に算出		
カワウ	淡水魚他	7,860	13.1t
被害数値の設定根拠	被害金額については市内河川で確認された羽数を基に算出		
カラス類	果樹、野菜、稲	1,514	0.26ha
被害数値の設定根拠	農作物被害の届出から算出		
ヒヨドリ	果樹	1,015	0.17ha
被害数値の設定根拠	農作物被害の届出から算出		
ムクドリ	果樹	1,470	0.24ha
被害数値の設定根拠	農作物被害の届出から算出		
ニホンザル	果樹、野菜、稲	1,225	0.42ha
被害数値の設定根拠	農作物被害の届出から算出		
ニホンジカ	果樹、野菜、稲	200	0.20ha
被害数値の設定根拠	農作物被害の届出から算出		
ネズミ	果樹他	1,470	0.24ha
被害数値の設定根拠	農作物被害の届出から算出		
イノシシ	果樹、野菜、稲	533	1.14ha
被害数値の設定根拠	農作物被害の届出から算出		
ハクビシン	野菜	1	0.01ha
被害数値の設定根拠	農作物被害の届出から算出		

(2) 被害の傾向

有害鳥獣による農水産物の被害は、鳥類では犀川付近の河川におけるカワウやサギ類による被害、さらに果樹地帯においてはカラス類やムクドリ・ヒヨドリ等による被害、獣類では西山地域におけるニホンザルによる被害、東山地域においてはニホンジカ・イノシシを中心とした被害が多く発生している状況です。

未然の防止対策のひとつとして、平成23年度から段階的に国の交付金を活用して広域獣害防護柵の設置を進め、西山地域では松本市梓川境の三郷南小倉地区から穂高地域境の堀金岩原地区まで、東山地域では平成29年度に明科上押野地区(天王原)へ設置し、市内8地区(9箇所)・総延長20.6kmとなっています。

市内の西山地域(穂高、三郷および堀金地域)においては、広域獣害防護柵の未設置地域(穂高地域)や、柵を延長できない河川および交差する幹線道路などの開口部を通じて、ニホンザルが年間を通じて里に出没している状況です。農作物への被害とともに、民家の屋根へ登り瓦をはがしたり、民家の窓や倉庫のシャッターを自ら開け入り込み糞をしたり、食物を物色するなどの環境被害も聞かれました。また、ツキノワグマによる養蜂箱(ミツバチ)への被害や、イノシシがゴルフ場の芝を掘り返すといった農作物以外での被害も聞かれました。

三郷地域を中心とした果樹地帯では、カラスなどの鳥害による被害も聞かれ、ほ場付近の電線に複数羽でとまり、収穫時期のリンゴやモモの実を突くなどの農作物への被害が聞かれました。

市内の東山地域(豊科、明科地域)においては、ニホンジカを中心に果樹、野菜、稲を食べられたり、イノシシを含め農地を掻き回される等の被害が聞かれました。

また地域を問わず平地においては、ハクビシンなどの小型有害獣が出没し、家庭菜園などの野菜への被害が発生しています。

被害防止対策については、野生鳥獣を誘引する農作物の排除が効果的といわれていますが、実際問題として非常に困難であることから、地域及び個人による防止対策(侵入防止柵、侵入防止装置)への補助およびロケット花火・エアガン等による追払いなど、有効な未然の防止対策を組み合わせ、さらに駆除・捕獲等により個体数調整を行っているところです。

犀川周辺を中心とした河川においては、カワウ・サギ類による漁業被害があり、捕獲等の対策を講じているところです。サギ類は穂高地域三角島、カワウはねぐらを兼ねたコロニー(集団繁殖地)が生坂ダム湖にあり、市域の枠を越え被害が拡大していることが特徴です。

(3) 被害の軽減目標

鳥獣の種類	現状値 (令和3年度)		目標値 (令和7年度)	
	金額 (千円)	面積 (ha)・量 (t)	金額 (千円)	面積 (ha)・量 (t)
サギ類	8,760	14.6 t	7,008	11.68 t
カワウ	7,860	13.1 t	6,288	10.48 t
カラス類	1,514	0.26 ha	1,211	0.21 ha
ヒヨドリ	1,015	0.17 ha	812	0.14 ha
ムクドリ	1,470	0.24 ha	1,176	0.19 ha
ニホンザル	1,225	0.42 ha	980	0.34 ha
ニホンジカ	200	0.20 ha	160	0.16 ha
ネズミ	1,470	0.24 ha	1,176	0.19 ha
イノシシ	533	1.14 ha	426	0.91 ha
ハクビシン	1	0.01 ha	0.8	0.01 ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 市猟友会による有害鳥獣捕獲 市猟友会へ捕獲具の貸与 大型捕獲檻の設置 (カラス用4基、ニホンザル用2基) 集落捕獲隊を活用した捕獲体制のサポート 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村界を跨ぎ移動する鳥獣に対して隣接市町村との捕獲体制の連携不足 被害内容に応じた効果的で規律ある捕獲方法 大型檻用地確保や餌等の臭気問題
防護柵の設置等に関する取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 広域獣害防護柵の設置 (市内8地区総延長:20,600m) 個人での侵入防止柵・侵入防止装置設置に対する補助 集落ぐるみによる有害鳥獣の追払い サルを追払うモンキードッグ事業への支援 	<ul style="list-style-type: none"> 柵開口部(河川、道路)への対策 老朽化した広域獣害防護柵の今後の維持管理 被害内容に応じた柵の構造仕様の選定及び設置ルートを選定 正しい追払い方法の周知不足 サル出没時のタイムリーな追払い
生息環境管理その他	<ul style="list-style-type: none"> 広域獣害防護柵沿線や有害獣出没箇所の緩衝帯整備 鳥獣被害に関する研修会等の実施 GPS首輪やセンサーカメラを活用した生息状況調査及び集落への情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 緩衝帯の定期的な再整備 GPS首輪等の生息状況調査結果の被害対策への反映 地域住民が主体となる体制構築 集落や農地にある誘因要素の除去

(5) 今後の取組み方針

鳥獣被害の要因として、鳥獣の生息数増加や生息域拡大によるものが挙げられますが、それがすべてではなく、人間社会に起因するものも被害の一つの要因であり、そのことを行政及び地域住民が認識することが重要となります。

今後、少子高齢化社会が加速し、人間社会の縮小と共に山林は今より一層樹林化が進み、鳥獣の生息数や生息域は更に広がると考えられます。そのため鳥獣を減らそうとするばかりでなく、人間社会において被害をもたらす原因を断つ取組を持続的に実施することにも重きを置きながら、対策に取り組めます。

そのためには、地域住民は「自らの財産は自らで守る」を原則とし、行政機関においては、様々な制度や交付金等を活用し、地域を支援します。

その基本的な取組み方針として①捕獲②侵入防止対策③環境整備その他を以下の通りとし、あわせて種別ごとの具体的な取組み方針を記載します。

① 捕獲

現在、安曇野市では安曇野市猟友会（実施隊）との業務委託において捕獲事業を実施していますが、実施隊は制度上、捕獲だけでなく、侵入防止や追払い活動など様々な対策を実施できることから、これまで隊員として活動いただいた捕獲従事者には引き続き捕獲事業にご協力いただき、その他活動内容について意見交換をしながら、侵入防止や追払い等を活動内容に組み込む事も念頭に置いて、複合的な対策の中で効果的な捕獲ができる体制を構築することを方針とします。

② 侵入防止対策

侵入防止対策は獣種や地形等にあわせて、構造や設置位置を選定することは重要であることから、被害発生箇所や被害をもたらす獣種等に応じた適切な柵の選定を基本的な方針とします。

加えて侵入防止対策は、メンテナンスが欠かせないことから、柵選定時には、維持管理の容易さを加味し、メンテナンスにあたる地域住民とコミュニケーションを図り、維持管理を万全にする体制を構築します。

③ 環境整備その他

農地や集落内に存在する放棄果樹や野菜くず等、人間が食べ物と認識しないものが、鳥獣を集落に呼び寄せる意図せぬ誘引餌となっており、これらを除去することが被害の抑制に重要な取組みになります。

一方、少子高齢化社会にあって、これらの撤去を誰が実行するかということは全国的な課題となっています。

安曇野市では、可能な限り地域住民が主体的、自律的に行動できるよう、普及啓発に注力するとともに、補助的な体制として鳥獣被害対策実施隊が稼働できるよう体制構築を目指します。

○カワウ・サギ類：ニジマス等の稚魚の河川放流にあわせて銃による捕獲を実施するなど駆除・捕獲を中心に強化を図ることが必要であると考えます。また、営巣地を含め行動範囲が広域に渡ることから、専門家・県の指導・指示を得ながら、漁協関係者を含めた協議の場で市域の柵を越え防止・捕獲対策を検討します。

○カラス類・ヒヨドリ・ムクドリ：三郷地域などの果樹地帯を中心に、被害が多く聞かれている状況から、的確な農作物被害の状況を把握するとともに、個人で防止する侵入防止柵や侵入防止装置への補助を継続し、農家の負担を軽減します。また、駆除・捕獲では銃による一斉捕獲を猟友会の支部ごとに実施するとともに、捕獲檻による捕獲も実施します。さらに、被害が市域の柵を越え広域に渡ることから、県の指導・指示を得ながら、市域の柵を越え防止・捕獲対策を進めていきます。

○ニホンザル：西山（穂高・三郷・堀金）地域において被害があり、防止対策として、まとまった圃場を囲う柵、個人の圃場を囲う柵など、地域の実状に即した柵の設置を推進し、出没が多いエリアでは、鳥獣被害対策実施隊やモンキードッグ、GPS首輪システムを活用した追払いなどを集落と一体になり対策を進めます。また、捕獲対策として、群れの数や頭数及び加害個体の情報をICT機器等活用して的確に把握し、効果的な捕獲を目指します。

○ニホンジカ・イノシシ：東山（豊科・明科）地域を中心に被害があり、個人で防止する侵入防止柵（電気柵等）や侵入防止装置への補助を継続するとともに、地域の実状に即した柵の設置を推進します。また、柵の設置推進に並行して捕獲対策を進めます。

○ツキノワグマ：市内山間部を中心に広範囲で目撃があり、ドングリなどエサの周期的な豊作・不作によっても出没状況は異なりますが、他獣類と比較し里で出没が確認された場合には、人的被害が懸念されます。そのため出没時には関係機関と連携し早急な情報把握を行い、パトロールや被害があった農地への防護柵設置を指導推進します。農地への複数回の出没など農作物への執着が見られた場合については、猟友会と連携し移動放獣を念頭に捕獲し大きな被害に繋がらないよう対策を進めます。更にはツキノワグマが出没しづらいように、誘因果樹の撤去や山際の藪の整備等、環境整備を進めていきます。

○ハクビシン：中・大型獣とは違い、平坦な街中など人家の周辺で家庭菜園などの農作物への被害が多く聞かれます。的確な農作物被害の状況を把握するとともに、「自らの農地は自ら守る」という観点から、被害住民の敷地内であれば狩猟免許がなくても申請により檻設置が可能なため、箱檻の貸出しを行うなど有害獣に対する啓発を図り、処分の際には関係法令に照らし適切な指導を行います。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

捕獲については、市猟友会と委託契約を締結し、市内5地域にある猟友会支部が地域ごと、各支部単位で農作物被害等が発生した都度、又は定期的に捕獲を実施する。

捕獲体制については、市が全体の許可を受け、各支部の会員が各地区の駆除班の従事者となる。捕獲事業については安曇野市が主体となり、各支部の捕獲従事者と連携しながら、それぞれ地域の実情に合わせて実施していく。

捕獲事業に関する重要事項については、適宜市猟友会と協議しながら状況にあわせた体制づくりをし、より良い捕獲事業を構築していく。

(2) その他捕獲に関する取組み

年度	対象鳥獣	取組内容
R05 ～ R07	カラス類	大型捕獲檻修繕（1基/年）
	ニホンザル他 有害鳥獣	狩猟免許の取得支援 射撃場施設整備による捕獲技術の高度化支援

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

ニホンザルについては特定鳥獣保護管理計画に基づき各群の生息状況、被害状況、ロケット花火、エアガン、モンキードッグ等による追払い効果などを踏まえ捕獲数を決定する。

ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシについても、特定鳥獣保護管理計画に基づき被害状況等を考慮して、必要な捕獲を行う。

その他獣類、鳥類に関しても正確な生息数の把握ができていないため、前年度の捕獲数と被害状況等を勘案し決定する。

対象鳥獣	捕獲実績	捕獲計画数等		
	令和3年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
アオサギ	2	60	60	60
ゴイサギ	0	20	20	20
ダイサギ	2	10	10	10
カワウ	17	30	30	30
カラス類	370	1,000	1,000	1,000
ヒヨドリ	27	120	120	120
ムクドリ	41	160	160	160
ニホンザル	106	150	150	150
ニホンジカ	125	120	120	120
ツキノワグマ	0	必要数	必要数	必要数
イノシシ	8	50	50	50
ハクビシン	25	30	30	30

捕獲等の取組内容
ツキノワグマについての捕獲は原則としてドラム缶檻により実施する。 イノシシ、ニホンジカについては銃、わなにより実施する。また、電気牧柵等を整備した周囲にわなを設置するなどし、効率よく捕獲する。 ニホンザルについては、銃、わなにより実施する。加害個体を効果的に減らすことを意図して行い、群れごとの加害レベルに応じ捕獲する。 その他の獣類については原則として小型箱檻、くくりわなにより実施する。 鳥類については銃による一斉捕獲を実施する。なお、カラス類については、被害の多く発生している市内4箇所にて大型捕獲檻を設置し捕獲を実施する。 捕獲時期及び捕獲予定場所については被害発生場所を確認し、より効果的な場所において捕獲を実施する。

(4) 許可権限委譲事項

対 象 地 域	対 象 鳥 獣
—	—

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対 象 獣	整 備 内 容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ニホンザル ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ ハクビシン	検討	検討	検討

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対 象 獣	取 組 内 容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ニホンザル ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ ハクビシン	広域防護柵については、設置地区管理者や実施隊による定期的なメンテナンスを行う	広域防護柵については、設置地区管理者や実施隊による定期的なメンテナンスを行う	広域防護柵については、設置地区管理者や実施隊による定期的なメンテナンスを行う

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

環境づくりへの取組み

餌になるものを放置すると、有害鳥獣が集落（地区）に出没しやすくなるとともに、個体数も増加し、農作物等への被害につながります。

鳥獣を集落（地区）や農地に近づけないためには、有害鳥獣が出没しにくい「環境づくり」に取組むことが大切です。

安曇野市では、市を含めた松本広域圏の市村（3市5村）で組織する「松本広域鳥獣被害防止総合対策協議会」を通し、継続した鳥獣被害対策に努めます。

年度	対象鳥獣	取 組 内 容
R05 ～ R07	有害鳥獣	有害鳥獣が出没しにくい環境づくり推進月間の推進（11月） (適期収穫、廃果処理の徹底) ・果樹や野菜等の農地への放置 ・生ゴミの農地への廃棄 ・庭のカキ等を収穫しないことによる無意識による間接的な餌付けをなくす。

その他被害防止に関する取組み

年度	対象鳥獣	取 組 内 容
R05 ～ R07	ニホンザル ツキノワグマ	緩衝帯整備事業による除間伐 モンキーダッグによる追払い 追払い用品資材等の購入 サル出没情報システム(G P S)の導入

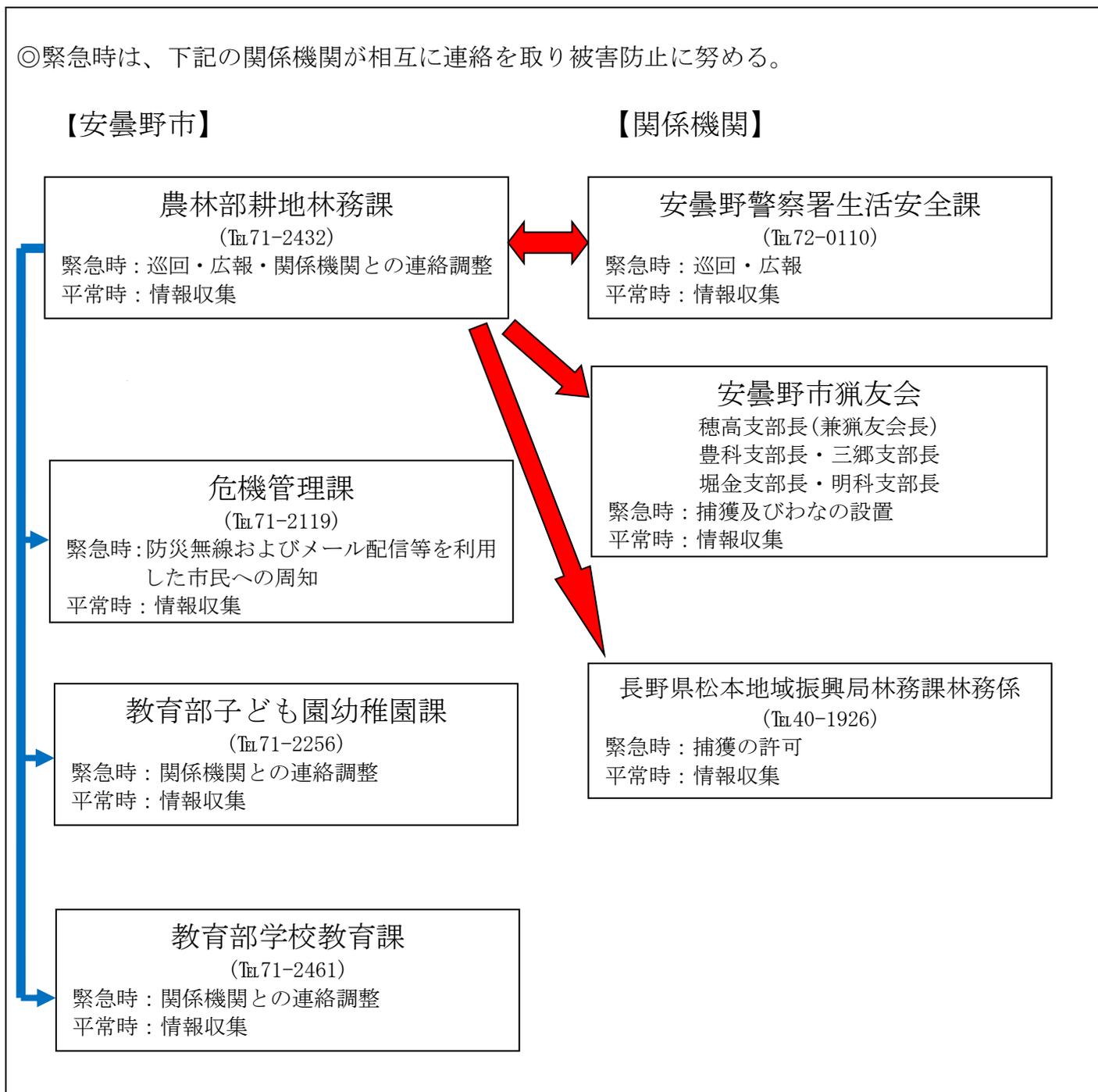
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
安曇野市耕地林務課	緊急時：巡回・広報・関係機関との連絡調整 平常時：情報収集
安曇野市危機管理課	緊急時：防災無線およびメール配信等を利用した市民への周知 平常時：情報収集
安曇野市こども園幼稚園課	緊急時：関係機関との連絡調整 平常時：情報収集
安曇野市学校教育課	緊急時：関係機関との連絡調整 平常時：情報収集
安曇野警察署生活安全課	緊急時：巡回・広報 平常時：情報収集
安曇野市猟友会	緊急時：捕獲及びわなの設置 平常時：情報収集
長野県松本地域振興局林務課	緊急時：捕獲の許可 平常時：情報収集

(2) 緊急時の連絡体制

◎緊急時は、下記の関係機関が相互に連絡を取り被害防止に努める。



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

原則埋設及び焼却とし一部（ニホンジカ、イノシシ）は自家消費もある。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その他有効な利用に関する事項

食品としての利用が可能と考えられるイノシシやニホンジカだが、過去の捕獲推移から見ても頭数も少なく安定的に供給することが困難である。そのため、市独自で施設を運営し採算ベースに乗せることは難しい。また、駆除業務と兼ねる作業となる事から、捕獲された後に適正な状態で加工施設に輸送することに対して要する人員の確保も難しく、広域的な視点からの輸送手段の構築や加工施設等の整備が必要となる。このため、松本地域の市村での共通課題として検討して行くことが必要である。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	安曇野市有害鳥獣対策協議会
--------------	---------------

構成機関の名称 担当部署・連絡先	役 割
① あづみ農協 農業企画課・TEL72-2933	被害状況把握 被害農家との連絡調整
② 松本ハイランド農協 川手地区営農センター・TEL62-4912	被害状況把握 被害農家との連絡調整
③ 安曇野市猟友会 事務局・TEL71-2433	被害状況把握、情報提供 有害鳥獣捕獲及び追払い
④ 安曇野市農業委員 事務局(農業委員会)・TEL71-2497	農地及び農業問題の 有識者
⑤ 鳥獣保護管理員	被害状況、生息状況把握お よび指導、情報提供
⑥ 松本広域森林組合 あづみ支所・TEL77-2413	被害状況把握、技術の伝達 情報提供
⑦ 犀川漁業協同組合 TEL62-2022	被害状況把握、情報提供 連絡調整
⑧ 各地域の追払い隊	有害鳥獣追払い、情報提供
⑨ 安曇野ドッグスクール TEL83-4621	技術の伝達、情報提供 有害鳥獣追払い
⑩ モンキー犬管理管理者	有害鳥獣追払い、情報提供
⑪ 安曇野市農林部 耕地林務課林務担当・TEL71-2432	事務局

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
信州大学農学部	鳥獣の生息、被害防止対策などのアドバイザー、学習放獣の実施
野生生物資料情報室	鳥獣の生息、被害防止対策などのアドバイザー
野生鳥獣被害対策松本地方部	鳥獣の生息、被害防止対策などのアドバイザー、被害集落の被害防除支援
その他、必要に応じ鳥獣対策アドバイザーを置く	

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成24年12月28日設置 安曇野市役所職員および安曇野市猟友会員

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

追払い隊の活動支援

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

～里に近づけないための取組み～ ① 果樹等の農地への放置、生ゴミの農地への廃棄、庭の柿等を収穫しないことによる無意識による間接的な餌付けをなくす。 ② 緩衝帯整備の実施によるバッファゾーンの形成。 ③ 廃農地の解消、空き家の適切な管理。 ④ 市民による自己防衛の強化。 ～長期的な取組み～ ① 鳥獣害による過去のデータを蓄積し、関係部署が連携し被害対策を講じる。 ② ニホンザルの追い払いに関する組織を設置し、地域の繋がりを広げながらニホンザルの生息域を山際へ戻す取り組みを実施する。
